



マイナンバーも安心！当事務所は電子申請でお手続きしています

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・給与計算・年末調整
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- ・月曜日～金曜日（祝日を除く）9時～17時



明けましておめでとうございます。旧年中はたいへんお世話になり、ありがとうございました。本年も何卒よろしくお願ひ申し上げます。

年々年始も極力外出を控えるように言われていたもので、お正月を家で過ごされた方も多かったのではないのでしょうか。それでもコロナの勢いが拡大し続け、とうとう2回目の緊急事態宣言が出されました。もはや他人事ではなく、不案な毎日を過ごしています。

ワクチンの話も出てきましたので、なんとか今年は少しでも快方に向かうことを、心から祈っております。



～パート・アルバイト 時給相場～

職種	平均値	最頻値	調査対象地域
雑貨販売員	1,216	1,200	大阪市内
	1,140	1,200	神戸市

【アイデム人と仕事研究所より】
対象期間：2019年3月～2020年2月
データ数：965,877件



★1月のお仕事カレンダー★

1/12	● 2020年12月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
1/20	● 納期特例適用分の2020年7月～12月徴収分の源泉所得税の納付
2/1	● 2020年12月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ● 2020年11月決算法人の確定申告と納税・2021年5月決算法人の中間申告と納税 （決算応当日まで） ● 2021年2月・5月・8月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで） ● 労働保険料の納付（延納第3期分） ● 労働者死傷病報告書の提出（休業4日未満/2020年10月～12月分） ● 法定調書の提出（税務署） ● 給与支払報告書の提出（市区町村）



★雇用調整助成金★

～1年を超えて引き続き受給することができます。～

雇用調整助成金は、通常、1年の期間（対象期間）内に実施した休業等について受給することができますが、新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の延長に伴い、1年を超えて引き続き受給することができることが、先日発表されました。

ただし、日額15,000円の上限や手続きの特例等は、現在2月末までとなっていますので、それ以降も同じ条件なのか、条件が変わるのかについては現段階で未定です。

職場で行うべきコロナ対策

連月コロナに関連するテーマばかりで恐縮ですが、感染対策といっても具体的に何をどうすればよいのかよく分からないという事業者の方もいらっしゃるかと思います。今一度、以下にまとめてみました。業界でのマニュアル等がでていらっしゃる方につきましては、そちらを参考にさせていただきます。

まず、コロナ対策で一番重要なことは、濃厚接触者にならないこと、濃厚接触者を作らないことです。濃厚接触者とは、陽性者の感染可能期間に接触した人のうち、①手で触れることのできる距離（1メートルが目安）で、②感染予防策（マスク・フェイスシールド等）なしで、③陽性者と15分以上の接触があった人をいいます。濃厚接触者になると、最終接触日から14日間の自宅隔離が必要になります。なお、陽性者の感染可能期間とは、コロナ感染症を疑う症状が出てきた2日前から、入院・自宅・施設待機開始までの期間のことです。

感染しないためには、ウィルスを吸い込まない・触れないことが重要になります。そのための対策として、①換気、②手指消毒、③物品消毒が挙げられます。

①換気…30分に1回以上、数分間程度、窓を全開し部屋の空気をすべて外気と入れ替えましょう。複数の窓がある場合は、二方向の壁の窓を開放し、窓が一つしかない場合は、ドアを開けて空気の流れを作ります。

②手指洗浄…手や指に付着しているウィルスの数は、流水による15秒の手洗いで1/100に、石鹸等で10秒揉み洗いし流水で15秒すすぐと1万分の1に減らせるそうです。手洗い後、手をふくタオルは共有しないこと。手洗いがすぐにできない状況では、アルコール消毒も有効です。手袋を付けたまま作業されることも増えてきましたが、手袋の表面と中にも菌が増殖するため、手袋は必要な時だけに使い、使用后すぐに手を洗うことが大切です。

③物品消毒…スマートフォン、パソコン、キーボード、マウス等身近なものを消毒しましょう。共用のもの（固定電話機等）は使用前に手指を消毒する等ルール作りが必要です。ウィルスの生存期間は材質によって異なるため、定期的な消毒が大切です。店舗などでは、お客様が使った机・椅子・ベッドなどを、その都度消毒することも行われています。

④濃厚接触者はマスク着用の有無で大きく判断されるため、同じ部屋に複数の方がいる場合には、必ずマスクを着用すること（最近フェイスシールドでは不十分だという判断もされていることがあるようです）、面と向かう場合にはアクリル板などで仕切りをする事等も大切です。

コロナ感染症の症状は様々ですが、味覚・臭覚障害が現れることが特徴的です。比較的軽い風邪の症状でも、症状が4日以上続く場合は必ず保健所や医療機関に相談しましょう。

*マイナンバーも安心！
弊所は電子申請でお手続きしています*

いきいきした会社づくりをお手伝いします

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士 羽渕貴久子
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp
URL <http://ikiiki30.com/>

